

長卿の御妹にて、村井出雲長次に嫁せられ、寛永十八年に卒去なり。されば今井は初め春香院殿に奉仕し、春香院殿卒去後、光高君の簾中清泰院夫人に奉仕せしものなりと聞ゆ。又松雲公夜話録に、高德公には御算勘別而御上手にて、御人數等の圖り方被遊節の御算盤とて、幅三寸許・長さ六七寸許にて、米か銀か一色目をもちたるもの、常に御具足櫃に被入置、夫れにて毎度人數圖り被遊候を、後に春香院殿に被遣、芳春院殿より春香院殿へ御ゆづり被成、今井と申年寄女中春香院殿に相勤め有之處、右算盤を今井へ御預け被成。春香院殿逝去以後今井方に有之を申上げ指上げ、于今秘藏被成候由、享保七年二月二日御意也と見え、又相公様御幼少の時、御家に傳はりける小鍛冶の御長刀を御奥御寢間の上段なる鴨居の上に、微妙公御指圖にて掛け置かせられたり。其の時分今枝民部、年寄女中松村・今井抔へ申渡し、必ず穢有之女中此の御間の内へ入間敷旨、堅く申付置きける處、つやと申す女中穢有之、風と右の御間へ入りけるに、其の儘御長刀落ち、鞘はづれてねだまで切り込みたり。今井・松村など殊の外恐れけるよし、享保三年十

月九日御意也とあり。湯淺祇庸曰く、松村・今井兩人共に松雲公御幼少の時より御介抱仕るに付、今井は今井屋敷を建築して爰に置かれ、養子を命ぜられ、戸田靱負とて七百石賜はりたり。今井死後茶湯料とて五十石賜はり、永世厚く祀らしめ給へりとぞ。

○眞如院禁錮所

眞如院は、舊藩六世參議中將吉徳卿の裏方にて、勢之助君等の生母なりしかど、大槻内藏允の爲、七世權中將宗辰君毒害云々の事露顯し、今井屋敷に禁錮せられ、此の屋敷にて幽死すといへり。前田家略譜に云ふ。勢之助利和君。生母名貞。江戸芝神明神職鐫木内膳政幸女。後稱眞如院。寛延元年七月有罪來于金澤。居于金谷別舎。後禁錮於今井屋敷。翌二年二月幽死。年四十三。埋于小立野經王寺境内。とありて、今も同寺境内に墳墓あり。俗傳に、此の地に生きながら埋めこみ、蛇責に命ぜらる。故に此の墳墓の邊に蛇の穴多く蛇甚だ多しといひ傳ふといへども、兒童の俗諺證とするに足らず。越路鏡といへる冊子には、老女淺尾が白狀に依つて、大槻内藏允と眞如院との隱謀悉く露顯し、眞

如院は假の座敷半を建て、押籠められ、勢之助殿は小立野天徳院の境外に整居せしめられ、局淺尾は重罪の者として蛇責と云ふ刑に行はるべきに究りける處、禁牢の内舌を喰ひ切り死せしとも、また斷食して死すとも云ふとあり。

○徳川將軍家靈堂

此の地は今井屋敷の隣地にて、甚右衛門坂下に靈堂の門ありたり。三代將軍大猷院殿等靈堂にて御佛殿と稱し、極彩色に色どりたる靈堂なりしかど、明治廢藩の際取毀たれたり。右靈堂は延寶二年東照宮別當所由來書に、大猷院様御佛殿御造營は、萬治三年より被仰付、寛文二年寅六月廿日御入佛と見え、又菅家見聞集寛文元年の條には、大猷院殿御靈堂を別當屋敷之側に被建、去年五月より新に被營之、今年八月功畢。綱利卿初めて東帯にて御參詣、供奉之面々布衣着用、下々者白丁を着すとありて、舊藩五世參議中將綱紀卿の時、此の地に初めて造營せられたり。然るを三州志來因概覽附録に、大樹佛殿は寛永二年造立、別當神護寺は同二十年立と記載し、頭註に、一説御宮は寛永十二年、神護寺は同二十年とあり。平次按ずるに、寛永二年に佛殿

造立と載せたるは、若しくは寛文二年の誤ならんか。但し同二十年神護寺立つとの事にて見れば、寛文の誤にもあらず。過聞なるべし。

○權現堂別當屋敷

此の地は、甚右衛門坂の下、大樹佛殿の隣地なり。別當屋敷とも神護寺とも呼べり。延寶二年の由來書に云ふ。御宮御造營は寛永十九年より同二十年に落成、別當所も同斷とあり。菅家見聞集に云ふ。寛永二十年金澤城内に東照權現の廟堂を新造せらる、爲、其の別當江戸上野東叡山寛永寺御門主の院家常照院を招請し、御祭禮の規式被勤之。其の以後は毎年四月十七日及び正・五・九月法樂之大般若經轉讀、金澤中天台宗の寺院勤之。常照院は江戸へ歸院し、爲代僧弟子松植院を令置、年々松植院相勤之。常照院金澤來臨の時、御宮の下に別當屋敷とて一院を被建立、爰に被居置之。常照院關東へ下向の後、松植院此の別當屋敷に居住す。常照院は此の以後東叡山に在りながら、加州權現堂の別當社務を勤めたり。常照院日光御宮の爲役者住心院に遷居し、常照院は加州不破氏の息に讓之。次の常